

## 附 高齢者保健・福祉・介護事業一覧

佐倉市における保健・福祉・介護サービス事業の内容は下表のとおりです。

### 表 佐倉市の高齢者保健・福祉・介護事業一覧

※（対象者欄の●は要支援・要介護、○は要支援・要介護以外の虚弱等の市民、◇は一般市民を示します。）

※（備考欄に◎のついたサービスは一部自己負担を伴います。）

■老人保健法及び佐倉市の独自事業による保健サービス【担当課：健康増進課】

名称	対象者	サービス内容	備考
健康手帳の交付	◇40歳以上	・健康手帳の交付による健康管理	
健康教育	◇概ね40～64歳	・生活習慣病予防のための教室等の開催	
健康相談		・心身の健康に関する相談	
健康診査	基本健康診査	◇40歳以上	各種がん検診及び女性の健康診査は市の単独事業◎
	女性の健康診査	◇18～39歳の女性	
	胸部レントゲン検診	◇40歳以上	
	胃がん検診	◇30歳以上の女性	
	乳がん検診	◇20歳以上の女性	
	子宮がん検診	◇40歳以上	
	大腸がん検診	◇20歳,25歳,30歳,35歳,40歳,45歳,50歳,55歳,60歳,65歳,70歳	
	骨粗しょう症検診	◇30歳以上	
成人歯科健康診査	◇30歳以上	・歯科健診及び相談等（歯科医療機関に委託）	◎
訪問指導	●○概ね40～64歳の虚弱、寝たきり等の何らかの疾患を有する在宅療養者、及び健康診査等で健康管理上訪問が必要と認められる者	・保健師、看護師等が訪問し、家庭での健康管理や介護方法の助言・指導	
訪問口腔衛生指導	●○概ね40～64歳の寝たきり等の市民	・歯科衛生士が訪問し、口腔内の清潔について指導	
訪問機能訓練		・理学療法士が訪問し、現在の生活を暮らしやすくするためのアドバイスと生活の中での運動方法を指導	
訪問歯科診療	●概ね65歳以上の寝たきり等で通院困難な市民	・歯科医師、歯科衛生士、保健師等の訪問によるむし歯、歯周疾患、入れ歯等の処置	市の単独事業（保険診療）◎
健康体操の普及	◇市民	・健康体操普及会が中心となり、地域で健康体操の実践の普及を推進	◎
食生活改善推進活動		・食生活改善推進協議会が中心となり、地域で食生活の改善を推進	一部自己負担を要する場合あり

### ■介護予防事業【担当課：高齢者福祉課】

名称	対象者	サービス内容	備考
高齢者を対象とした介護予防に関する講座、講演会	◇65歳以上の市民	・高齢者の介護予防を図るため介護予防に関する講座や講演会を開催	
（仮）介護予防手帳の配布		・（仮）介護予防手帳の交付による介護予防の推進	
（仮）介護予防リーダーの育成	◇市民	・介護予防に関するボランティア等の人材育成を目的とした研修会の実施、介護予防に資する地域活動組織の育成・支援	
特定高齢者把握事業	◇65歳以上の市民	・基本健康診査の対象となった65歳以上の高齢者に対し、生活機能評価に関する項目を実施	
生活機能改善通所事業	○特定高齢者	・特定高齢者把握事業により把握された特定高齢者を対象に、通所による「運動器の機能向上」「栄養改善」「口腔機能の向上」に係る事業を実施	
特定高齢者に対する訪問指導		・特定高齢者把握事業により把握された特定高齢者のうち、通所による介護予防事業の利用が困難な者に対し、保健師、看護師等が訪問。生活機能に関する問題を総合的に把握・評価し、必要な相談・指導を実施	
物忘れ相談	◇65歳以上の市民と家族及びその関係者	・物忘れや認知症について不安がある高齢者及び家族等からの相談を受け、医療機関受診の必要性を判断し、認知症の早期発見に努める	

### ■施設サービス【担当課：高齢者福祉課】

名称	対象者	サービス内容	備考
養護老人ホームへの入所措置	○65歳以上で経済的、家庭等の事情によって在宅での生活が困難な高齢者（低所得世帯）	・入所者の生活の場として食事、入浴などの日常生活の世話、レクリエーション、生活向上のための指導等	◎

## ■施設サービス【問合せ：高齢者福祉課】

名称	対象者	サービス内容	備考
軽費老人ホーム	A型	○60歳以上で家庭環境、住宅事情等の理由で自宅生活が困難な低所得の高齢者	◎
	B型	・食事の提供や日常生活に必要な便宜を提供	
	ケアハウス	○60歳以上で独立して生活するには不安がある虚弱の高齢者	◎

## ■在宅福祉サービス（介護保険対象外のサービス）【担当課：高齢者福祉課】

名称	対象者	サービス内容	備考
生活管理指導短期宿泊事業（ショートステイ）	○65歳以上の要支援・要介護外の虚弱高齢者	・基本的な生活習慣が欠如している虚弱な高齢者に対して、短期宿泊による生活指導の実施	◎
配食サービス	●○心身の障害や身体の虚弱等で、食事の調理が困難な65歳以上の独り暮らしの高齢者、高齢者のみの世帯	・食事の支度が困難な高齢者に対し、夕食の宅配を通じ、食生活の改善及び健康の増進を図るとともに安否確認の実施（平日週5回を限度）	◎
緊急通報システム	●○65歳以上の独り暮らしの高齢者	・疾病・災害等の緊急時に迅速に対応するための緊急通報装置の設置 ・生計中心者の所得により一部負担あり	◎
2市1町SOSネットワーク	●○徘徊のおそれのある高齢者等	・FAXネット等を利用した捜索状況の提供 ・GPSによる位置検索システム利用助成	◎
紙おむつ購入助成	●在宅で65歳以上の介護を要する高齢者（介護度3以上）等	・購入助成券交付による経済的負担の軽減を図る	◎
寝たきり高齢者寝具乾燥消毒サービス	●在宅で概ね65歳以上の寝たきり台帳登録者	・在宅の寝たきりの要介護高齢者に対し寝具の乾燥消毒（月1回）と、洗濯（年1回）を実施	◎
高齢者安心カード	◇60歳以上	・不慮の事故や災害等に遭遇した際の備えとして緊急連絡先を記載した名刺サイズのカードを無償で交付	

## ■在宅福祉サービス（介護保険対象外のサービス）（続）【担当課：障害福祉課】

名称	対象者	サービス内容	備考
福祉タクシー利用助成	●○寝たきり台帳登録者、身体障害者手帳1・2級、身体障害者手帳の視覚・下肢・体幹の3級、療育手帳(A・A1・A2)	・運賃2千円以内で5割引、2千円を超えるときは千円割引（あらかじめタクシー利用券を交付）	◎
福祉寝台車利用助成		・運賃1万円以内で5割引、1万円を超えるときは5千円割引（あらかじめ寝台車利用券を交付）	◎
ゆうあいさくら号の貸し出し	◇障害者又は虚弱な高齢者等	・旅行や通院等の外出時において車いすでの使用も可能な6人乗りワゴン車の貸し出し ・ガソリン代のみ実費負担、予約制で3日を限度に貸し出し	◎ 社会福祉協議会に委託

## ■介護保険によるサービス（居宅サービス・介護予防サービス）【問合せ：介護保険課】

名称	対象者	サービス内容	備考
訪問介護（ホームヘルプサービス）※	●要支援・要介護の認定を受けた者	・ヘルパーが家庭を訪問し、日常生活の世話や介助などを行うサービス（身体介護、生活援助）	◎
訪問入浴介護※		・入浴車等による入浴介護	◎
訪問看護※		・訪問看護ステーションや医療機関の看護師による医療的な看護	◎
訪問リハビリテーション※		・理学療法士や作業療法士等の訪問による機能回復の訓練	◎
通所介護（デイサービス）※		・デイサービスセンター等での入浴、食事、レクリエーション等を行う日帰り介護	◎
通所リハビリテーション（デイケア）※		・老人保健施設等での入浴、食事、機能回復訓練等を行う日帰り介護	◎
短期入所生活介護（ショートステイ）※		・介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）等の福祉施設への短期間の入所。家族による介護ができないときなどに利用	◎
短期入所療養介護（ショートステイ）※		・老人保健施設や医療施設への短期間の入所。家族による介護ができないときなどに利用	◎
居宅療養管理指導※		・医師、歯科医師、薬剤師による療養上の管理及び指導	◎
特定施設入居者生活介護※		・有料老人ホーム、ケアハウス等の入居者に介護、日常生活の世話、機能訓練及び療養上の世話を行うサービス	◎
福祉用具の貸与※		・特殊寝台や車いす等の介護用品の貸与	◎
住宅改修費の給付※		・手すりの設置等の住宅改修費への給付	◎
福祉用具の購入※		・腰掛便座や入浴補助用具等の介護用品の購入	◎

※印のあるものについては、介護予防サービスもあります。

## ■介護保険によるサービス（施設介護サービス）【問合せ：介護保険課】

名称	対象者	サービス内容	備考
介護老人福祉施設	●要介護認定を受けた要介護1～5の者	・常時介護が必要で、在宅介護が困難な寝たきりや認知症の高齢者等を生活全般にわたって介護を行う施設への入所	◎
介護老人保健施設		・病後、症状が安定期にあり、入院治療は必要ないが、リハビリや看護、介護を必要とする高齢者等が家庭への復帰のための療養を行う施設への入所	◎
介護療養型医療施設		・長期にわたって療養を必要とする人を治療し、療養させる施設への入院	◎

■介護保険によるサービス（地域密着型サービス・介護予防地域密着型サービス）【問合せ：介護保険課】

名称	対象者	サービス内容	備考
夜間対応型訪問介護	●要介護認定を受けた要介護1～5の者	・夜間の定期的な巡回訪問または利用者からの通報により居家で日常生活の世話や介助などを行うサービス	◎
認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護	●要支援・要介護の認定を受けた者	・認知症の要介護者等を対象としたデイサービスセンター等での入浴、食事、レクリエーション等を行う日帰り介護	◎
小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護		・居宅での介護、デイサービス、短期入所等を組み合わせながら、日常生活上の世話や介助などを行うサービス	◎
グループホーム（認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護）		・認知症高齢者向けグループホーム（世話をする人とともに生活し、機能回復や自立をめざす住宅）での日常生活の世話や機能回復訓練などのサービス	◎

■介護保険によるサービス（地域密着型サービス・介護予防地域密着型サービス）【問合せ：介護保険課】

名称	対象者	サービス内容	備考
地域密着型特定施設入居者生活介護	●要介護認定を受けた要介護1～5の者	・定員29名以下の有料老人ホーム等で入所者に介護、日常生活の世話、機能訓練及び療養上の世話をを行うサービス	◎
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護		・常時介護が必要で、在宅介護が困難な寝たきりや認知症の高齢者等を生活全般にわたって介護を行う定員29人以下の特別養護老人ホームへの入所	◎

■介護保険サービス以外の各種助成制度【担当課：高齢者福祉課】

名称	対象者	サービス内容	備考
はり、きゅう、マッサージ等施設利用助成	◇60歳以上、18歳以上で身体障害者手帳又は療育手帳の所持者（但し、生活保護法・健康保険法の適用により施術を受けられる者を除く）	・はり、きゅう、マッサージ等の施設利用者に対し、施術費用の一部を助成する券を交付し、健康の保持増進を図る	◎
高齢者及び重度身体障害者居室等増改築・改造資金利子補給金交付	◇60歳以上で移動及び歩行に支障があり、介助を要する高齢者等	・千葉県高齢者及び重度障害者居室等増改築・改造資金貸付要綱により貸付の決定を受けた資金に対して、その利子を補給	貸付は社会福祉協議会で実施 ◎

■高齢者の社会参加推進のための福祉事業【担当課：高齢者福祉課】

名称	サービス内容	備考
高齢者クラブ活動の支援	・高齢者クラブの自主性を尊重しながら支援	
高齢者福祉作業所	・高齢者の知識や経験を生かし、就労や収入につながる技術の習得を図るための講習会を開催	シルバー人材センターに委託

■高齢者敬老事業【担当課：高齢者福祉課】

名称	対象者	サービス内容	備考
敬老事業	◇75歳以上の高齢者	・長寿を祝い、各地域で敬老会を開催し、記念品を贈呈 ・男女最高齢者への記念品贈呈	社会福祉協議会に委託
敬老祝金贈呈	◇80歳、88歳、99歳及び100歳以上の高齢者	・長寿を祝い、節目の歳に敬老祝金を贈呈	
100歳長寿祝い訪問	◇満100歳になる高齢者	・長寿を祝い、訪問して敬老祝金を贈呈	

地域包括支援センターの設置について

高齢者が住み慣れた地域で、尊厳あるその人らしい生活を継続することができるようにするためには、できるだけ要介護状態にならないような予防対策から高齢者の状態に応じた介護サービスや医療サービスまで、様々なサービスを、高齢者の状態の変化に応じ切れ目なく提供することが必要です。

このため、地域の高齢者の心身の健康の維持、保健・福祉・医療の向上、生活の安定のために必要な援助、支援を包括的に行う中核機関として地域包括支援センターを設置します。

同センターで取り扱う基本業務は、右表ア～エのとおりですが、このいずれの業務についても、主たる担当職種のみで行うのではなく、各職種が地域包括支援センターの業務全体を十分に理解し、相互に連携・協働しながら、チームとして実施できるよう、情報の共有や業務の実施体制に特に配慮する必要があります。

	基本業務	担当職種
ア	介護予防事業のマネジメント業務	保健師等
イ	総合的な相談・支援業務	社会福祉士等
ウ	虐待の防止、早期発見等の権利擁護業務	
エ	包括的・継続的ケアマネジメント支援業務	主任ケアマネジャー

また、佐倉市高齢者保健・福祉・介護計画推進委員会が地域包括支援センター運営協議会の役割を担い、地域包括支援センターの設置・運営等に際して協議をしながら、公正・中立性を確保し、円滑・適正な運営を図っていきます。

佐倉市では、地域包括支援センターを1箇所設置し、以下の機能を備えた地域包括ケアシステムを確立していきます。

- ア) 地域の社会資源を活用した早期発見・見守りネットワーク
- イ) 高齢者の緊急時の早期対応を可能とする複数の専門職チームによる保健・医療・福祉サービスのネットワーク
- ウ) 認知症高齢者、虐待事例への早期対応（権利擁護）を視野に入れた行政・司法・警察等の関係諸機関と連携したネットワーク

なお、地域包括支援センターについては、今後、佐倉市が設定している5つの日常生活圏域に1箇所ずつ設置する方向で検討していきます。